



名探偵エイトの「こうなる前に」

今月のテーマ

おうちの将来、考えていますか？

空き家の管理

市内の空き家件数は年々増加！

名古屋市内

約**44,600**戸

約30戸に1戸が空き家

※令和5年住宅・土地統計調査
(賃貸・売却用及び二次的住宅を除く)



今月の相談者
ミケ村さん(53歳)

「放っておいて、いいことはありません!」の巻



教えて!!川崎さん



スポーツ市民局
地域振興課の
かわさき
川崎さん

早めの対応がカギです!

空き家が原因で事故が発生すると所有者が責任を取らなければいけません。建物やその敷地を適切に管理するとともに、今後どうするかを検討しましょう

頻繁に行くのは面倒だし費用もかかるから、つついそのままだ...

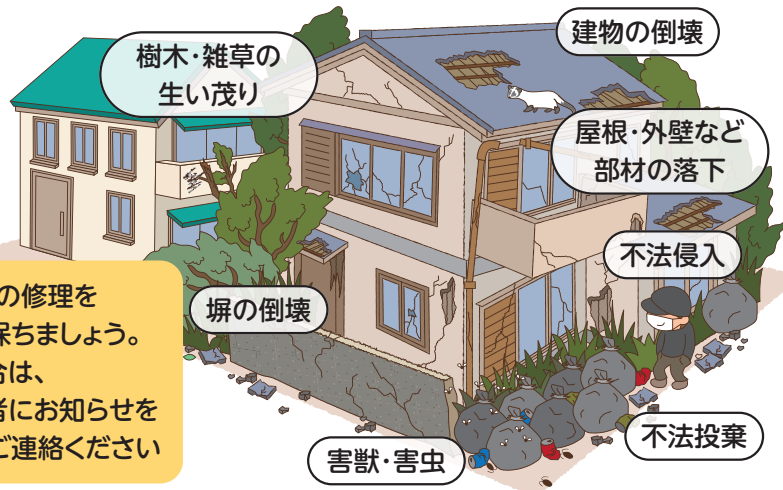


ステップ1 リスクを知ろう

空き家を放置すると
地域住民への迷惑!
管理コストの増大!
資産価値の低下!



庭木の手入れ・建物の修理をするなど、きれいに保ちましょう。管理が不十分な場合は、市や区役所が所有者にお知らせを送りますので、必ずご連絡ください



こんな経済的負担も...

- 管理が不十分で行政指導の対象となり、**勧告を受ける**と、土地の税金の軽減措置が受けられなくなります
→ **土地の税金が大幅に上がることも!**
- 倒壊の危険性が高い空き家の場合、市からの除却命令に従わなければ、強制的に取り壊されることがあります
→ **費用は全額所有者が負担!**



ステップ2 今後のことを考えよう

管理や活用について
家族・親族と話し合おう

住む 貸す 売る

住んでいるうちに、将来のわが家をどうするか、決めておくことも大事



いろいろな選択肢があるね
住まなくなったら売ることにするよ

話し合いに役立つコンテンツがあります
国土交通省 空き家対策特設サイト



各種制度を知ろう!活用方法を相談しよう!

空き家の管理や活用に役立つ情報を提供しています

- 法律・不動産など専門の相談窓口
- 相談会・セミナー
- 活用支援などの補助制度
- 売却時の税金の軽減措置 など

詳しくは
こちら



空き家問題110番 **相談無料**

県弁護士会による電話法律相談 ☎052-223-2355

日時 9/8(月)午前10:00~午後4:00

近隣の空き家でお困りの方は、
区役所地域力推進課にご相談ください